

【第3部 事務事業編】

第 8 章 第 5 次ふなばしエコオフィスプラン

1. 第 5 次ふなばしエコオフィスプランの概要

(1) 計画の位置付け

温対法第 21 条では地方公共団体は自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画を策定し、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めることが求められています。また、国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとしています。

また、本市は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）第 7 条の 1 において、特定事業者（年間のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上の事業者）に指定されており、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務付けられています。

本計画は、法令に遵守するとともに、上位計画である「船橋市環境基本計画」、「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「船橋市公共施設等総合管理計画」、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」等各種の環境関連計画等の整合性などに配慮しながら、関係部局との連携等を図り、全庁的に取り組んでいくものとします。

また、温室効果ガス排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化を今後も進めていくことが重要であることから、2015 年 3 月に策定した再エネ導入方針を組み込んでおります。

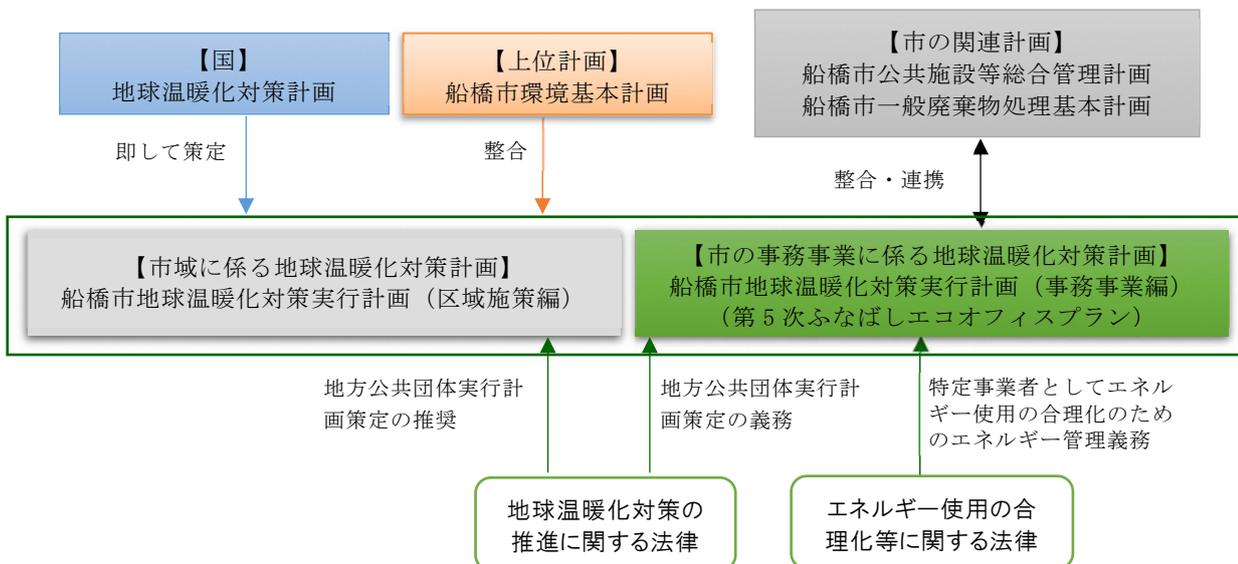


図 8-1-1 第 5 次ふなばしエコオフィスプランの位置付け

(2) 計画の対象

1) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「温対法」第2条第3項に示された以下の7種類の温室効果ガスとなります。そのうち、本市の事務・事業編における温室効果ガス排出量の対象となる温室効果ガスは、温対法施行令第3条第1項に基づき、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)を除く4種類とします。

表8-1-1 温室効果ガスの種類と概要

ガスの排出区分		調査対象となる活動項目	
		項目	単位
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	電気使用量	kWh
		種類別燃料 (ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス、CNG) 使用量	L, m ³
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量	t
メタン (CH ₄)	公用車の運行	ガソリン・LPG車の車種別走行距離	km
		軽油車の車種別走行距離	km
	汚水処理	下水処理量、し尿処理量、汚泥処理量	m ³
	浄化槽	浄化槽利用人数	人
	廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量	t
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の運行	ガソリン・LPG車の車種別走行距離	km
		軽油車の車種別走行距離	km
	汚水処理	下水処理量、し尿処理量、汚泥処理量	m ³
	浄化槽	浄化槽利用人数	人
	廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量	t
	麻酔剤の使用	笑気ガスの使用	kg
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	カーエアコンの冷媒漏洩	公用車台数	台
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体の製造等	※調査対象外 本市の事務・事業からの排出が無いとみなされるガス	
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス等		
三ふつ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造等		

2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、船橋市が行うすべての事務・事業並びに組織及び施設とし、指定管理者制度の対象施設についても同様とします。

(3) 計画期間、目標年度及び基準年度

1) 計画期間

本計画は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までを計画期間とします。

2) 目標年度

2030年度（令和12年度）を目標年度とし、温室効果ガス排出量の削減目標を定めます。

3) 基準年度

国の地球温暖化対策計画との整合性を図るため、基準年度を 2013年度（平成25年度）とします。

2. 旧実行計画（第4次ふなばしエコオフィスプラン）の取組と評価

（1）削減目標達成状況

第4次ふなばしエコオフィスプラン期間中における基準年度（2013年度）と直近年度（2019年度）の実績値との比較結果を以下に示します。また、各目標設定項目の目標達成状況を総括しました。

表8-2-1 第4次ふなばしエコオフィスプラン期間中における基準年度（2013年度）と直近年度（2019年度）の実績値との比較

目標項目	評価項目	削減目標	基準値	2019 (令和元) 年度	基準 年度比	目標達成 状況
温室効果 ガス排出 量	市の事務・事業からの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	基準年度（2013年度）比 30%以上の削減	2013年度 150,627	113,339	-24.8%	未達成
エネルギー 使用量※	庁舎・施設等におけるエネルギー使用量 (原油換算、kL)	前年度比 1%以上の削減	2014年度 27,773	28,124	6年平均 +0.25%	未達成
	公用車におけるエネルギー使用量 (原油換算、kL)	前年度比 1%以上の削減	2014年度 381	350	6年平均 -1.5%	達成
資源ごみ 排出割合	本庁舎から排出される資源ごみの割合 (%)	第3次ふなばしエコオフィスプランの 2014年度値 46%以上	2014年度 46.4	59.4	+13%	達成
用紙購入 量	用紙類の購入量 (t)	第3次ふなばしエコオフィスプランの 2014年度値 550t 以下	2014年度 550	575	+20t	未達成

※計画当初は前年度比 1%削減を評価基準としておりましたが、計画の評価にあたり年平均 1%としました。

1) 温室効果ガス排出削減

直近年度（2019年度）の実績値の温室効果ガス総排出量は、清掃工場の余剰電力売電による削減量を含めると 113,339 t-CO₂ となり、基準年度（2013年度）の排出量（150,627 t-CO₂）に対して 37,288 t-CO₂（24.8%）削減しており、目標達成まで残り 5.2%となっています。2020年度から稼働している新南部清掃工場の余剰電力売電による削減量を含めると目標は達成できる見込みです。

温室効果ガス排出量は大きくエネルギー由来と非エネルギー由来のものに分けられ、特に非エネルギー由来に分類される廃プラスチックの焼却に伴う排出が全体の 55%以上を占めております。一般廃棄物の焼却由来の排出も含めると約 6割を占めるため、プラスチックごみの再利用をはじめとする 3R の取組も船橋市の温室効果ガス排出量削減に重要な取組となります。

※清掃工場の余剰電力売電による削減量

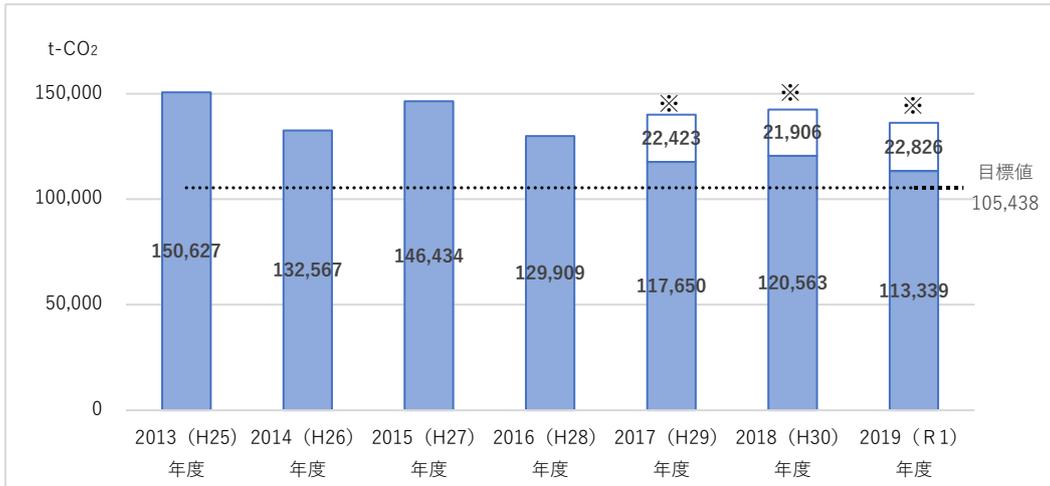


図 8 - 2 - 1 温室効果ガス排出量推移

2) エネルギー使用量の削減

① 庁舎・施設等におけるエネルギー使用量

直近年度 (2019 年度) の実績値の庁舎・施設等におけるエネルギー使用量 (原油換算量) は 28,124kL となり、計画前年度 (2014 年度) の使用量から直近年度の使用量まで 6 年平均で評価すると 0.25% 増加となり、目標を達成しませんでした。

庁舎・施設等のエネルギー使用量のうち、電気が全体の 82.2% を占めております。下水道普及に伴う設備の増加に伴い両下水処理場のエネルギー使用量が約 1,000 kL 増加している他、清掃工場や保健所といった施設の新設に伴い新旧施設を同時運用したことや消防施設等の新設によるエネルギー使用量が増加していること等が影響していると考えられます。今後も各施設における電気の使用量の削減が重要となります。

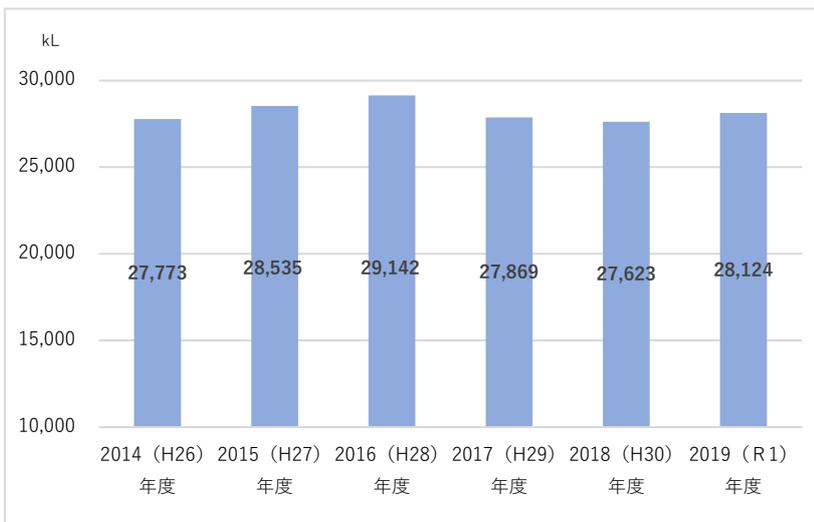


図 8 - 2 - 2 庁舎・施設等におけるエネルギー使用量推移及び構成割合 (2019 年度)

② 公用車におけるエネルギー使用量

直近年度(2019年度)の実績値の公用車の燃料におけるエネルギー使用量(原油換算量)は350kLとなり、計画前年度(2014年度)の使用量から6年平均で評価すると1.7%削減し目標を達成しましたが、次世代自動車の更新を図るとともにエコドライブの一層の実践が今後も必要です。ただし、公用車におけるエネルギー使用量は消防を含む現場業務の頻度に大きく左右される一面があります。

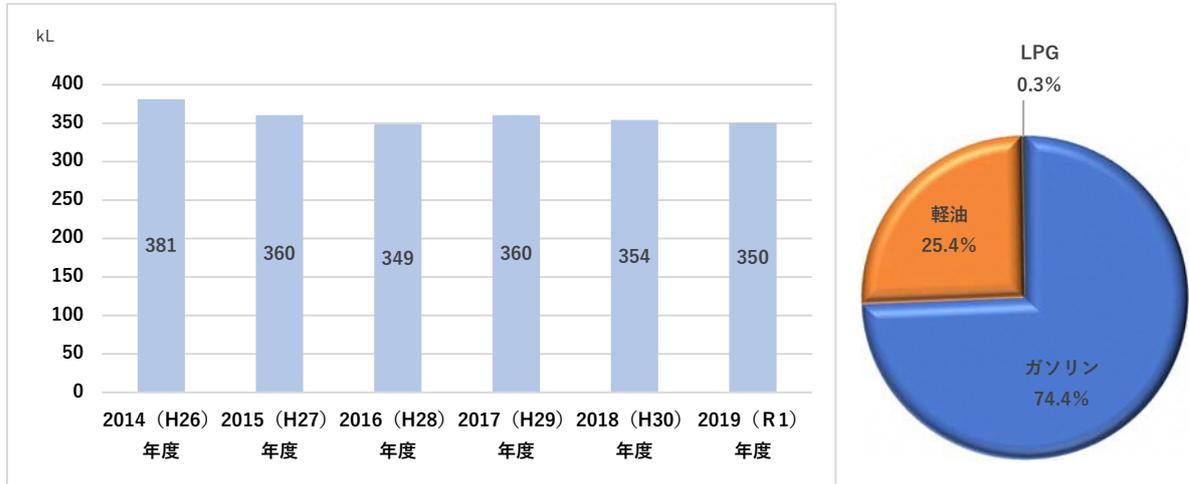


図 8 - 2 - 3 公用車におけるエネルギー使用量推移及び構成割合(2019年度)

3) 本庁舎から排出される資源ごみの割合

直近年度(2019年度)の実績値の本庁舎から排出される資源ごみ(有価物を含む)の排出割合は59.4%となり、基準年度(2014年度)の排出割合(46.4%)に対して13%上回っており、削減目標を達成しています。また、ごみ総量も約23t減少していることから、本庁舎における雑紙回収等の日常の取組が浸透し、意識の向上が図られていると考えられます。

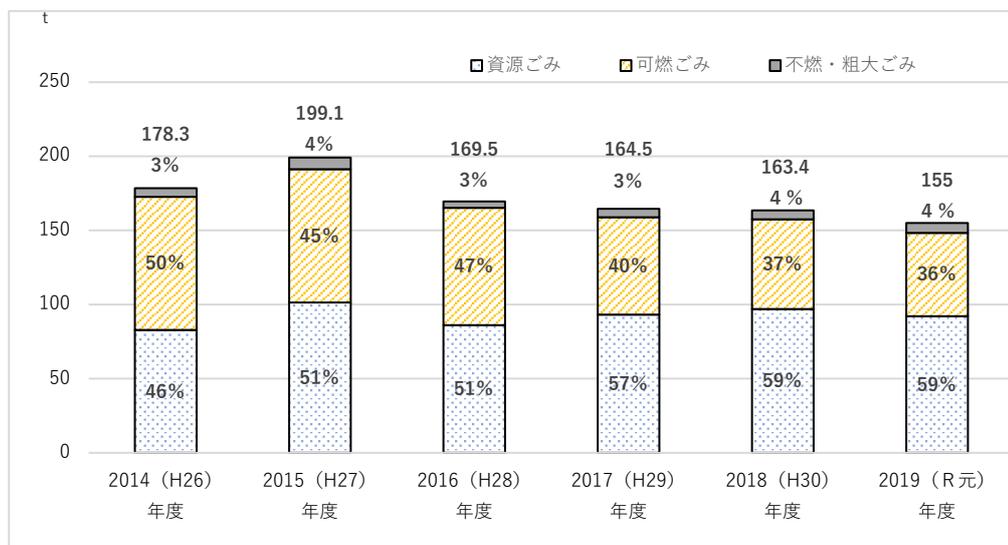


図 8 - 2 - 4 本庁舎から排出される資源ごみの割合の推移

4) 用紙購入量

直近年度（2019年度）の実績値の庁舎施設等における用紙購入量は、575tとなり、基準年度（2014年度）の排出量（550t）に対して25t増加しており、削減目標の達成には至っていません。

一方で、ポスターやチラシの作成に伴う印刷用紙の大きな増加により最大の購入量となった2016年度を境に購入量は減少傾向であり、2アップ印刷や裏紙利用といった取組が浸透してきていることが考えられます。また、近年では、モニターを用いたペーパーレス会議も導入され始めています。

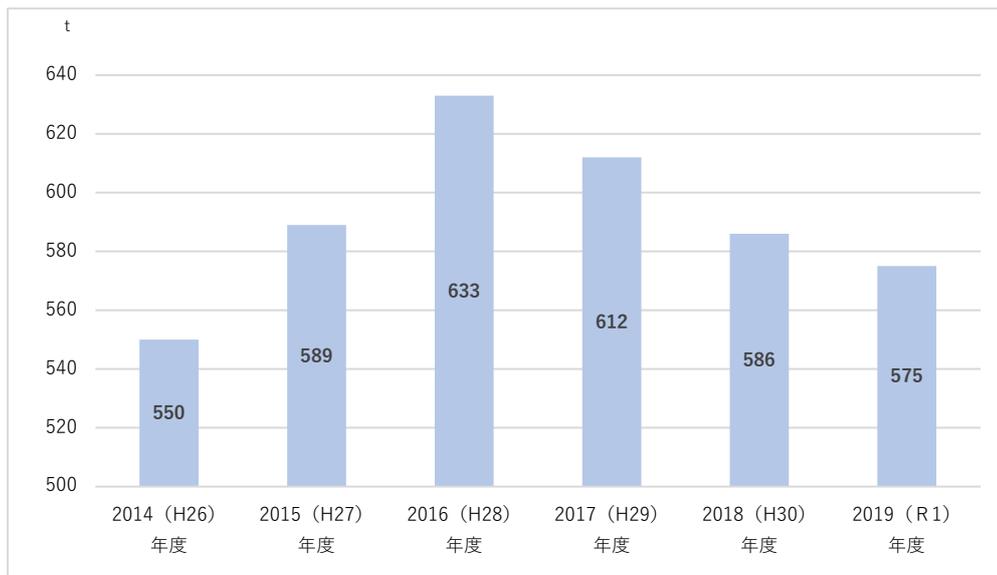


図8-2-5 用紙購入量の推移

(2) 行動目標達成状況

第4次ふなばしエコオフィスプランでは、行動目標として、日常的な節電、ガス、水道使用量、廃棄物排出量の削減ほか、物品のグリーン購入など、温室効果ガスの削減に資する環境配慮契約の推進により、低炭素化の促進に努めてきました。以下に、行動目標の達成状況を示します。

1) 日常的な節電

市の代表施設として本庁舎における電力使用量を比較しました。2019年度の使用電力量は3,945,080kWhであり2015年度から91,863kWh削減しております。LEDの導入（2015年度）や職員の業務に支障の出ない範囲での消灯や節電の取組が浸透してきていることがわかります。

2015年度及び2016年度はLED化が進んだことによる使用量の削減が大きいと考えます。2017年度は冷夏でしたが、2018年度及び2019年度は猛暑となり、冷房稼働時間の増加等が使用量増加の要因と考えられます。

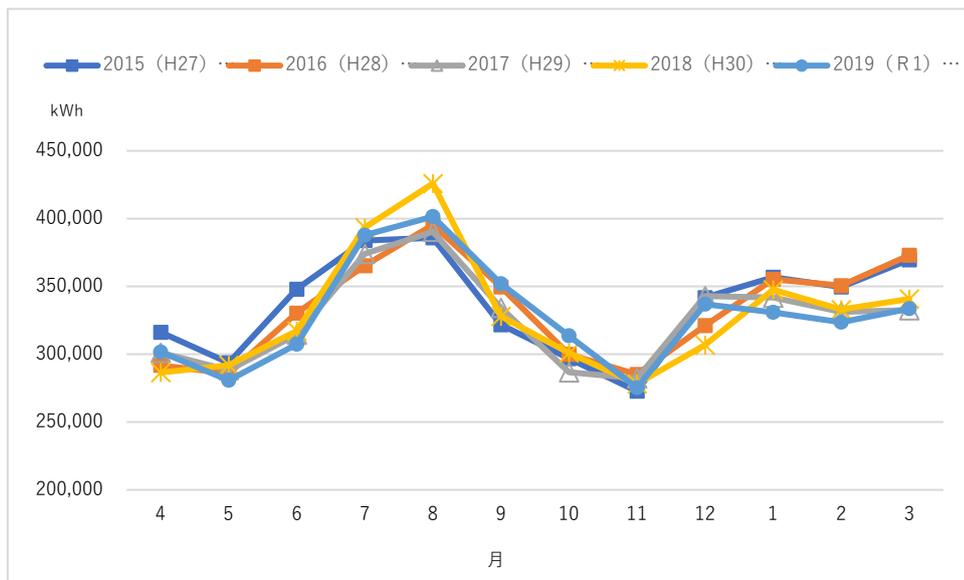
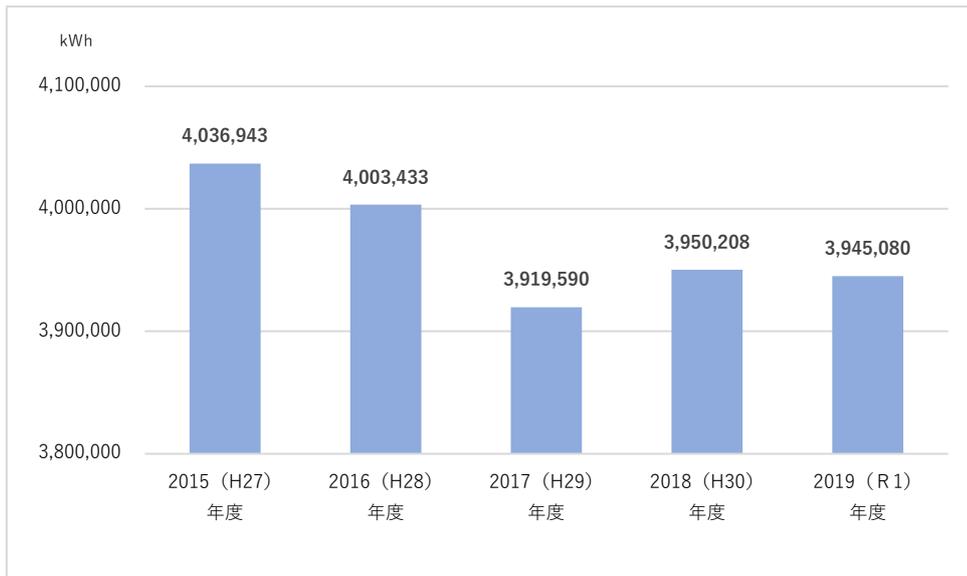


図 8 - 2 - 6 本庁舎の電気使用量の経年変化（上）と本庁舎の各年の月ごと電気使用量

2) 上水道使用量

直近年度（2019年度）の実績値の本庁舎における上水道使用量は、26,116 m³となり、前年度比で3.6%削減しています。

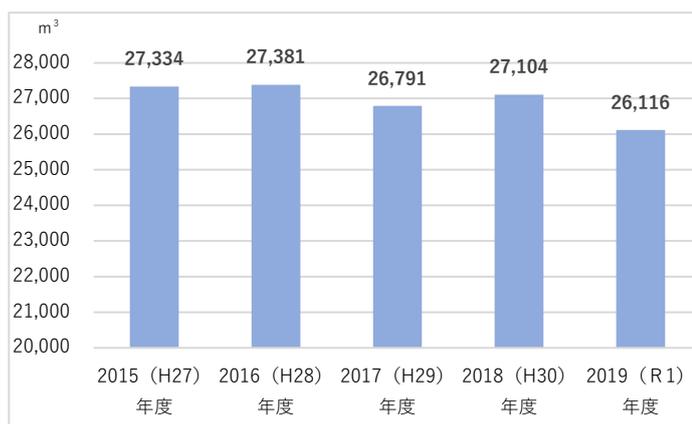


図 8-2-7 本庁舎における上水道使用量

3) 物品のグリーン購入率

直近年度（2019年度）の実績値の市における環境配慮物品の購入率は75.5%となり、前年度より大きく下がりました。これは2019年度より、購入量の多かった封筒を対象として追加したところ、55.6%とグリーン購入率が低かったことが影響しています。その他、電子計算機、フォーム用紙、ステープラーリムーバーや収納用什器がグリーン購入率が低く今後、啓発の必要があります。

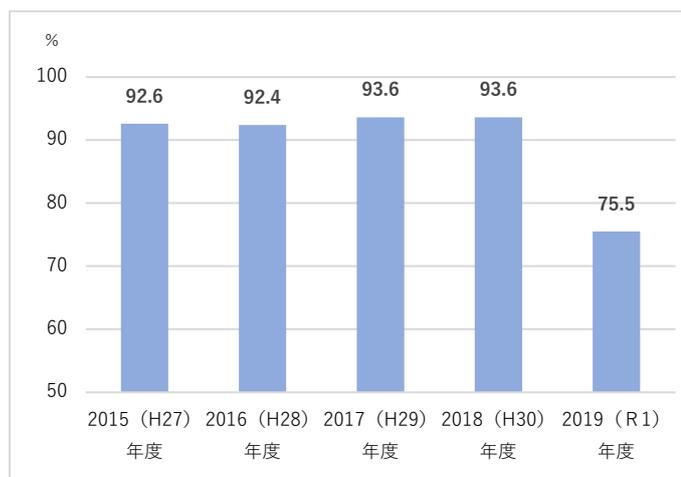


図 8-2-8 環境配慮物品の購入率推移

(3) 再生可能エネルギーの活用及び目標達成状況

新築、改築または増築する施設において、再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備等の設置について、再エネ導入方針に基づいて検討・導入するものとしていました。

再エネ導入方針では、各事業分野における再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を順次進めることによるエネルギー創出量（発電量）とCO₂排出量削減効果について、2020年度を達成時期とした目標値を定めておりました。

表 8-2-2 船橋市再生可能エネルギー設備等設置方針達成状況

項目	2020年度 達成目標	実績値（達成率）
エネルギー創出見込量	86,900MWh/年	49,219MWh/年 (56.6%)
CO ₂ 排出削減見込量	2013年度比30% (48,000t-CO ₂ /年) 削減	25,436t-CO ₂ /年 (57.0%)

達成状況の詳細は次項に示す通りとなっております。再生可能エネルギー設備については「小水力発電」にて当初設定した目標を達成し、現状未達の「太陽光発電」「廃棄物発電」は2020年度、「バイオマス発電」についても2022年度に高瀬下水処理場に設置する予定となっております。2016年度からの5年間で公共施設への再生可能エネルギー設備の設置は集中的に進み、エネルギー創出量の目標は達成できる見込みです。しかし、省エネルギー設

備は当初の5割程度の達成状況であることから、既存の施設を省エネ設備に転換していく必要があります。

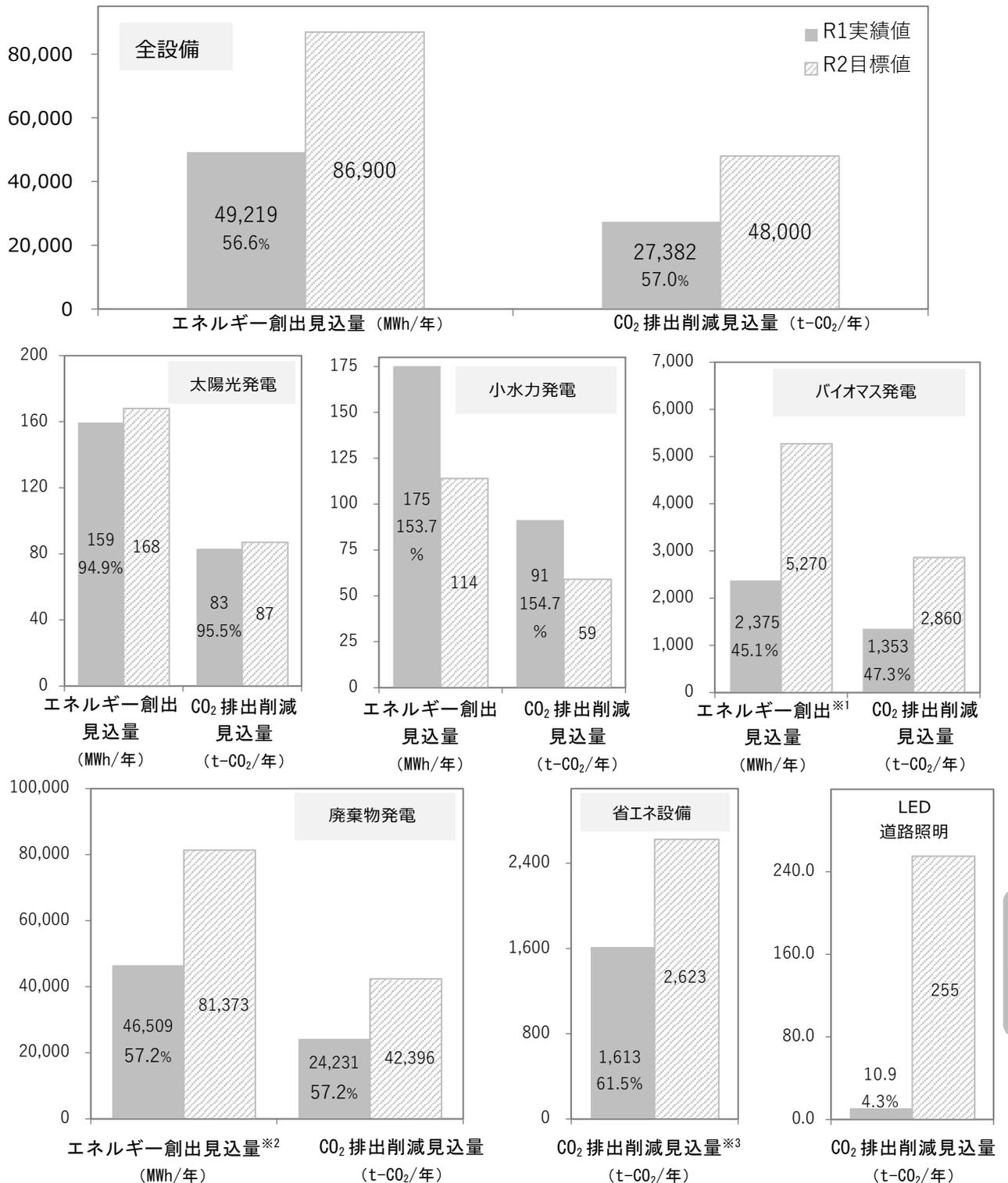


図8-2-9 再生可能エネルギー設備等設置実績（2014年度以降対象）

※CO₂排出削減量は2013年度公表値東京電力実排出係数0.000521t-CO₂/kWh（目標値算出時の実排出係数）から算出

*1:2019年度西浦下水処理場バイオマス発電量から算出

*2:2019年度北部清掃工場発電量から算出

*3:省エネ法の中長期報告書から算出

(4) 取組結果を踏まえての必要となる対策方針

第4次ふなばしエコオフィスの取組結果としては、資源ごみ排出割合については削減目標を達成しました。一方、温室効果ガス排出量削減は2020年度から稼働する南部清掃工場の廃棄物発電により目標を達成する見込みです。また、公用車におけるエネルギー使用量と用紙類の購入量については削減目標を達成できず、庁舎・施設等におけるエネルギー使用量も年度により増減はあるものの2014年度から毎年平均1%削減には至っておりません。そのため、職員一人一人が環境配慮意識を持ち、日々の業務に取り組む必要があります。

次期計画では主たる目的である温室効果ガス排出量を削減するため、再エネ導入方針で定めていた導入・設置方針を計画の推進方針の一つとして組み込み、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入、適切な施設管理に取り組みます。

また、用紙購入量の削減、廃棄物排出量の削減について数値目標を達成するため、職員の日々の省エネ行動の実践、環境配慮契約・グリーン購入を重要な取組ととらえ、全庁的に取り組むものとしします。

下表は第4次ふなばしエコオフィスの取組結果を踏まえての第5次ふなばしエコオフィスの目標設定の考え方を示したものです。

表8-2-3 第5次ふなばしエコオフィスの目標設定の考え方

目標項目	評価項目	第4次での目標達成状況	次計画での目標	第5次での考え方
温室効果ガス排出量	市の事務・事業からの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2013年度比30%減 現在未達成	⇒ 数値目標を設定し継続	本計画で特に重要な項目の一つであり、2013年度から2019年度まで実績、2020年度から2030年度までの削減ポテンシャル、電気の排出係数の変化から算定し目標を設定します。
エネルギー使用量	庁舎・施設等におけるエネルギー使用量 (原油換算、kL)	2014年度より毎年1%削減した値と比較した場合 未達成	⇒ エネルギー使用量として一本化して目標を設定	本計画で特に重要な項目の一つであり、国の温暖化対策計画と市の持つポテンシャルから勘案して目標を設定します。
	公用車におけるエネルギー使用量 (原油換算、kL)	2014年度より毎年1%削減した値と比較した場合 達成	⇒ エネルギー使用量として一本化して目標を設定	業務の状況等により左右されるが、エコドライブは重要な取組であるためエネルギー使用量の削減に関する目標を一本化します。
資源ごみ排出割合	本庁舎から排出される資源ごみの割合 (%)	資源ごみ割合 46% 達成	⇒ 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量削減のため、目標を変えて継続	ごみの総量を減らすことが温室効果ガス排出量の削減にも関わるため、ごみの総量の削減を目標として設定します。
用紙購入量	用紙類の購入量 (t)	用紙購入量 550 t 以下 未達成	⇒ 数値目標を設定し継続	前回計画の目標未達であるため 550 t を継続します。

3. 市事務事業における削減目標

(1) 削減目標設定の考え方

本計画は船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度と整合を図るため、2013年度を基準年度とします。国の地球温暖化対策計画の部門ごとの削減率に基づき船橋市の事務事業からの温室効果ガス排出削減量を算定すると下表のとおりとなります。

表 8-3-1 温暖化対策計画に基づく削減量目安 (t-CO₂)

部門	2013年度 (基準年)	2030年度		削減量目安
		排出量目安	削減率	
産業部門				
業務その他部門	49,794	29,984	39.8%	19,811
家庭部門				
運輸部門	983	712	27.6%	271
非エネルギー起源CO ₂	94,081	87,759	6.7%	6,322
メタン	889	779	12.3%	109
一酸化二窒素	4,871	4,568	6.2%	303
ハイドロフルオロカーボン	9	7	25.1%	2
合計	150,627	123,809	17.8%	26,818

※四捨五入のため、合計値が整合しない場合があります。

また、本計画の削減ポテンシャルの算定にあたっては、新たにエコオフィス行動の実践や適切な設備の維持管理による削減量を見込み、

①2013年度～2019年度までの削減量（実績値）

②2020年度以降の削減ポテンシャル

③電力の低炭素化による削減量

を計上しました。本計画では再生可能エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入により国の計画に基づく目標を上回るポテンシャルが見込まれます。

また、削減目標値は再生可能エネルギーの活用、省エネルギー設備の導入における実行性を考慮して20%以上を目指すものとします。

表 8-3-2 市事務事業の削減ポテンシャルまとめ (t-CO₂)

削減項目	削減量	削減率
①2013年度～2019年度までの削減量（実績値）	14,466	9.6%
②2020年度以降の削減ポテンシャル		
再生可能エネルギーの活用	3,965	2.6%
省エネルギー設備の導入	2,186	1.5%
エコオフィス行動の実践	236	0.2%
設備の維持管理	818	0.5%
③電力の低炭素化	9,858	6.5%
合計	31,529	20.9%

※四捨五入のため、合計値が整合しない場合があります。

(2) 削減目標について

前計画では、再エネ導入方針に基づき、再生可能エネルギーの導入と設備の省エネルギー化により 2020 年度において 2013 年度比 30%削減することを目指しました。しかし、2017 年に国が策定した地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルでは、前計画で見込んでいた清掃工場の余剰電力売電やバイオマス発電の売電による温室効果ガス排出削減量を見込まないことから、新しい算定方法では 2019 年度において 2013 年度比 9.6%削減となっております。本計画では、2030 年度において 2013 年度比 20%以上削減することを目指します。

また、本市は、省エネ法において市長部局、教育委員会、医療センターの各々が特定事業者の指定を受けており、年 1%以上のエネルギー消費原単位を低減することが求められ、毎年これを遵守する必要があります。また、2014 年度からは 7～9 月（夏期）及び 12～3 月（冬期）の 8 時から 22 時の間が電気需要平準化時間帯とされ、昼間の電力需要の低減が義務付けられ、特にエネルギーの節約が必要となっています。

【削減目標】

- 再生可能エネルギーの活用や設備の省エネルギー化、日常的なエコオフィス行動の推進等により、市事業からの温室効果ガス排出量を 2030 年度において基準年度（2013 年度）と比較して **20%以上を削減**するものとします。

**2013 年度比
2030 年度の温室効果ガス排出量
約 30,000 t -CO₂ 以上削減**

- 再生可能エネルギーの活用や設備の省エネルギー化、日常的なエコオフィス行動を実践し、エネルギー使用量を 2030 年度において 2019 年度と比較して **3,000 kl 以上削減**するものとします。
- 用紙購入量については、第 4 次エコオフィスプランの目標値を達成しなかったため目標値を継続し、2014 年度値の年間 **550 t 以下**を目指します。
- 廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量が多いことから、本庁舎から排出されるごみ総量について **150 t 以下**を目指します。

4. 目標達成に向けた取組

(1) 推進方針

本市のこれまでの地球温暖化対策や環境保全への取組状況を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、次の方針で取組を進めていきます。

方針1 環境に配慮した知識の習得

全庁が一丸となって温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、職員の環境マインドの更なる拡充と日々の行動を省エネルギー型に転換させるため、各職場にエコオフィスリーダーを配置し具体的な手法を身につけるとともに、環境に関する情報提供、啓発を行い、環境マインドの向上を図ります。

方針2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入の推進

行政横断的な事業の連携により本市の特性に合った再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入を推進します。施設の中で多くのエネルギーを消費している空調設備、照明設備について、各設備の運用改善、更新による省エネや建物自体の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用などによって、低炭素な施設管理を推進します。

方針3 設備の維持管理による温室効果ガスの削減、省エネルギー対策の推進

本市は、省エネ法の特定事業者該当しており、省エネ法の特定事業者として義務付けられる年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に向けた取組を推進します。

施設管理者は、エネルギーを使用する空調、照明などの設備機器について、運用改善や保守・点検などを通じて最適な運用に努めます。

方針4 温室効果ガスの削減に資する日常的な省エネ活動の実践

全庁が一丸となって省エネルギーを推進するため、計画を推進する体制づくり、人づくりに取り組み、「ナッジ理論」*を活用した職員一人ひとりの具体的な行動につなげます。また、職員は、日常業務における節電や燃料の使用抑制などを通じて、省エネをはじめとする環境配慮行動の実践に努めます。

*ナッジとは「相手の注意を促すために、肘で軽く突くこと。」行動経済学の理論で、人々の自由な選択を妨げることなく、小さなきっかけを与えることにより、予測不能な形でその行動を変えることとされる。

方針5 環境配慮契約、グリーン購入の推進による低炭素化の誘導

公共事業等において温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、主要材料がプラスチックの場合、優先的にバイオマスプラスチックや再生プラスチックを配合した物など環境負荷の少ない製品等を積極的に選択するため「船橋市グリーン調達等基本方針」を定めて取り組めます。

(2) 推進体系

温室効果ガス排出抑制として、再生可能エネルギー導入、省エネルギーの推進は重要な対策となり、そのためにはまず、職員の環境保全意識の向上の推進が求められます。また、温室効果ガス排出抑制に加えて、市の率先行動として、循環型地域社会づくりに貢献すべく、資源の有効活用等環境に配慮した活動が求められます。

本計画に掲げる削減目標達成に向けて、下記に示す施策体系に基づき取り組むものとします。

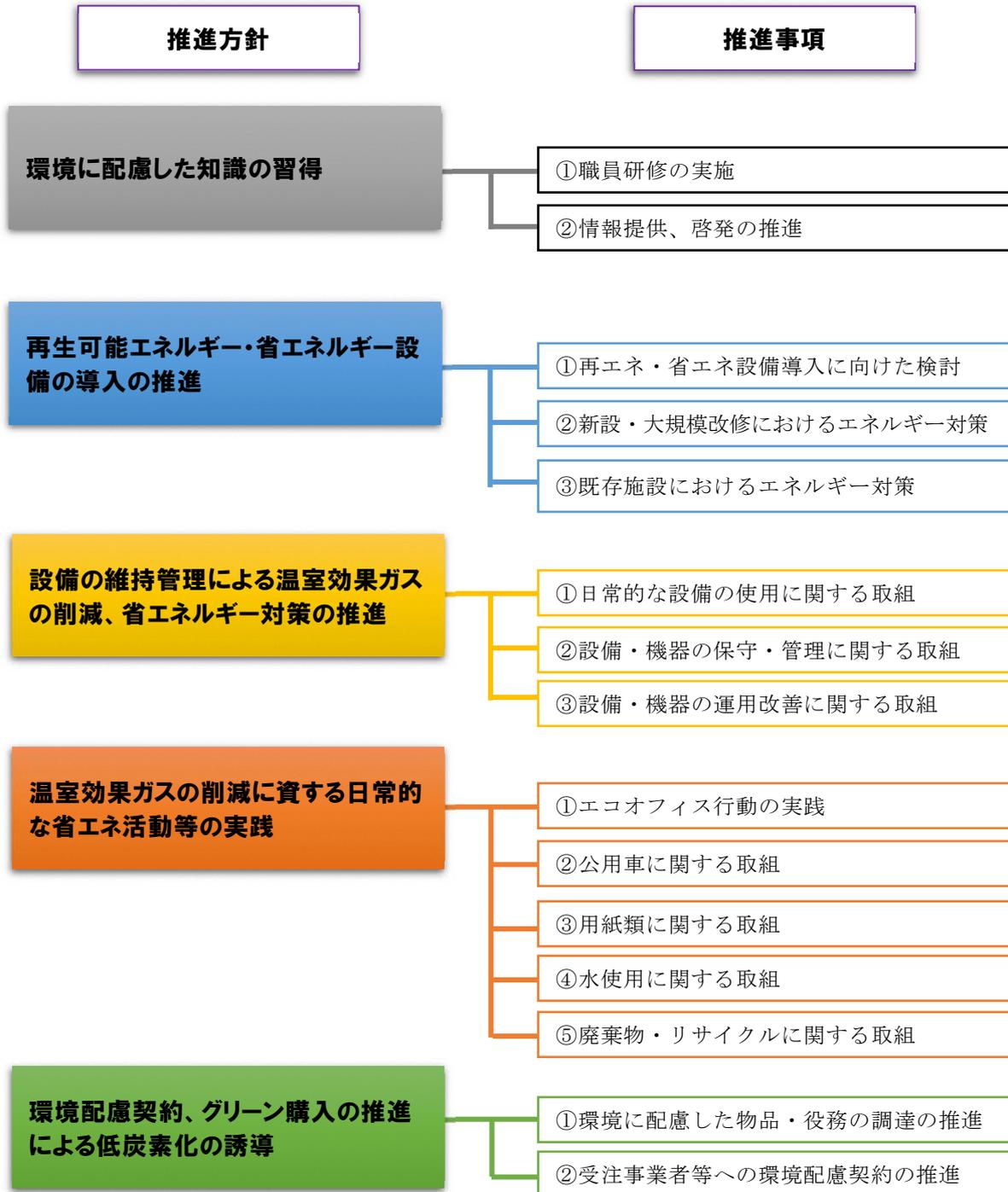


図 8 - 4 - 1 推進体系図

(3) 具体的な推進事項

方針1 環境に配慮した知識の習得

本計画を推進するにあたり、日常的な業務にあたって、市が一事業者として温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があることを理解し、エコオフィス行動を実践するためには職員の環境マインド（環境配慮意識）を高め、行動様式を変革し、取組を推進することが重要です。そのため、職員研修や情報提供、啓発の推進を行います。



学習：船橋市の環境に関する取組や地球環境等についての知識を身につけます

行動：環境に関して得られた知識を、日常業務における様々な視点から、行動に移します

共有：環境に関する知識・行動を職場全体で共有します

■職員研修の実施

新しく各職場に配置したエコオフィスリーダーを対象に職員研修を開催し、最新の地球温暖化関連の情報や省エネ手法などについてスキル・知識の習得を図り、職員一人一人が積極的に取り組む環境づくりを目指します。

■情報提供、啓発の推進

職員等に対して、エコオフィスリーダーやエコオフィス通信等を通じて温室効果ガス排出量削減に資する省エネ等の取組をはじめ、環境に関する情報提供、啓発を行い、環境マインドの向上を図ります。

【エコオフィスリーダーの各職場での活動（例）】

- ・環境配慮物品の購入状況の把握
- ・裏紙の有効活用
- ・不必要な照明の消灯
- ・エネルギー使用量の把握

方針2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入の推進

基本理念：行政横断的な事業の連携により本市の特性に合ったエネルギーを利活用

- 1) 船橋市の地域性を考慮した再生可能エネルギーを積極的に利活用し、CO₂削減とエネルギー自給性の向上を目指す。
- 2) 省エネルギー設備を積極的に利活用し、CO₂削減とコスト改善を目指す。
- 3) 災害時の避難所において電源や熱源を確保することで、災害に強い街づくりを目指す。
- 4) 複合的又は先導的な再生可能エネルギー設備等を導入することで環境教育及び環境啓発に役立てることを目指す。

①再エネ・省エネ設備導入に向けた検討

公共施設を新設・改築、設備の更新等を行う場合は、再エネ等設備の設置の検討を行います。

導入検討から工事執行までの基本的な流れを図 8-4-2 に示します。検討の結果、CO₂削減、コスト改善、市民への啓発効果等が高いものと判断された場合は、再エネ・省エネ設備等の事業化に向けた検討を進めることとなります。環境部では、各課における施設や設備の新設・更新等の予定を把握し、それぞれの事業に関連する国の補助金等の支援制度や、再エネ・省エネ設備等の導入手法などの情報を各課に提供します。

各課では、環境部から提供された情報等を基に、再エネ・省エネ設備等の導入について検討し、各課で工事の立案を行っていきます。その過程においても、必要に応じて環境部と適宜調整を行い、CO₂削減、コスト改善、市民への啓発効果等を考慮して、最も適した設備の導入を実現させていきます。

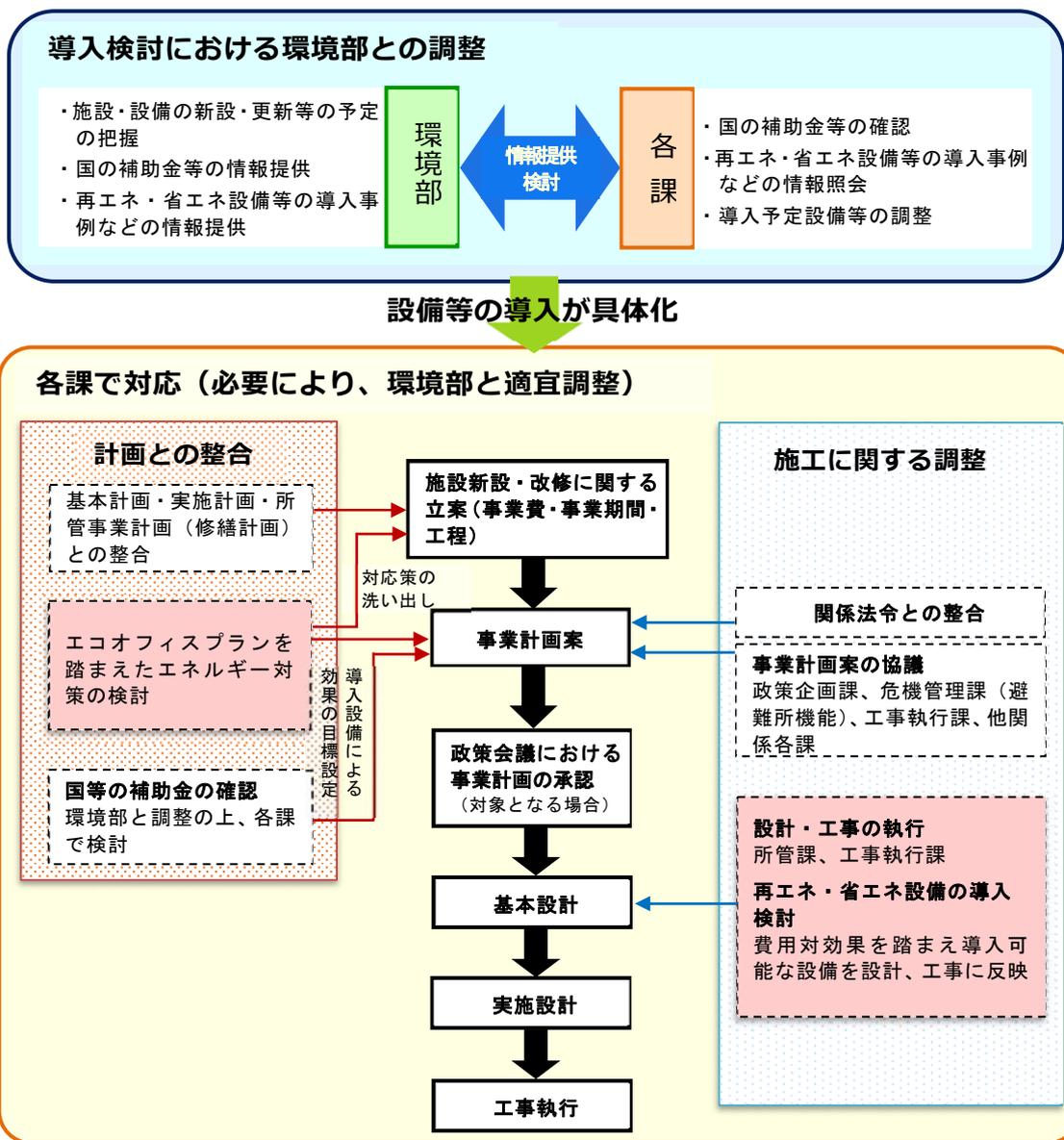


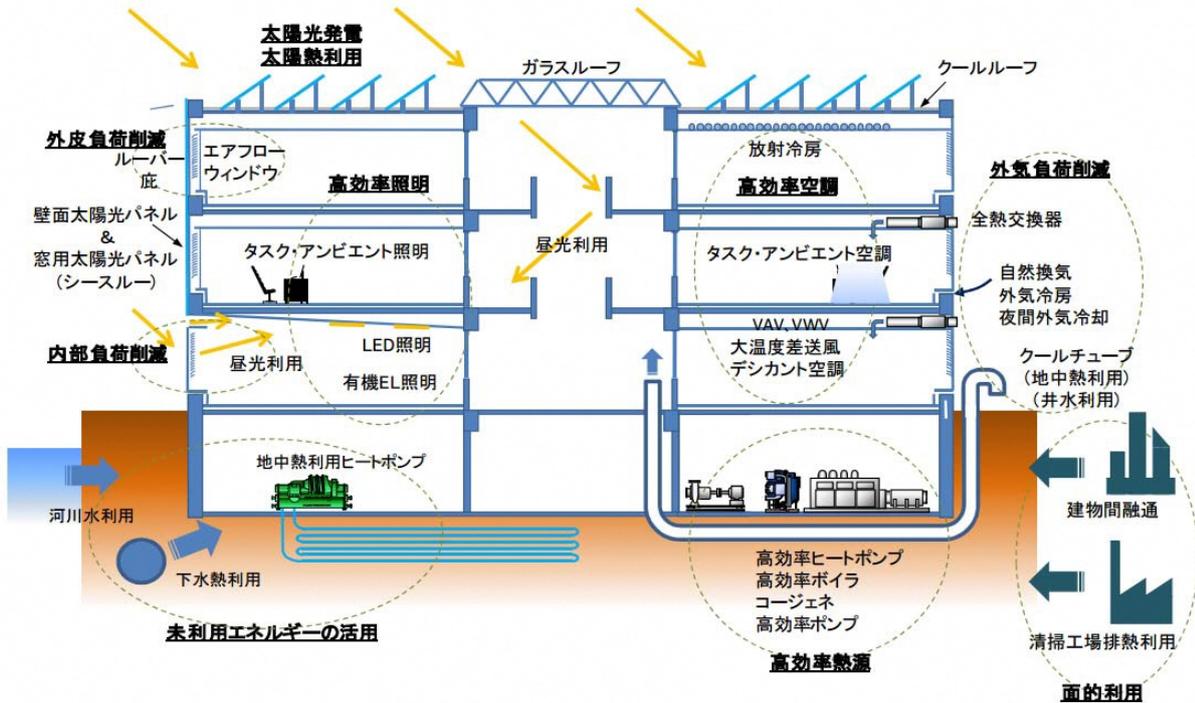
図 8-4-2 再エネ・省エネ設備の導入に向けた基本的な流れ

②新設・大規模改修におけるエネルギー対策

新たに公共施設の新設や大規模改修を行う場合には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の検討をします。ZEBの実現を目指す建築物の再エネ・省エネ設備導入例を図8-4-3に、設備の一覧を表8-4-1に記載します。太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の設置を検討するほか、建築物に高い省エネ性能を確保できるように建物の躯体（外皮）から照明・空調・動力機器等に至るまで、省エネ設備の導入を検討します。各設備の概要や効果等の詳細については資-49を参照して下さい。

特に新設の場合は、計画・設計段階から導入を検討・設置することで、建設後に検討・設置するよりも建設コストが少なくてすみます。

なお、建築物の省エネ基準は、省エネ法に基づき定められており、特に高い省エネ性能をもつ建築物には国の支援制度が設けられています。支援制度を上手に活用しながら、低炭素社会に貢献できる建築物を目指します。



出典：資源エネルギー庁「ZEBの実現と展開に関する研究会報告書」

図 8-4-3 建築物における再エネ・省エネ設備の導入例

表 8-4-1 再エネ・省エネ設備一覧

項目	設備名
再生可能エネルギー	<input type="checkbox"/> バイオマス発電設備
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
	<input type="checkbox"/> 小形風力発電設備
	<input type="checkbox"/> 地中熱利用設備
省エネルギー設備	<input type="checkbox"/> 燃料電池設備
	<input type="checkbox"/> 高効率給湯設備 (潜熱回収型)
	<input type="checkbox"/> 高効率照明設備 (LED 灯)
	<input type="checkbox"/> 照明制御システム
	<input type="checkbox"/> マイクロコージェネレーション設備
	<input type="checkbox"/> 断熱・日射遮蔽設備 (開口部)
	<input type="checkbox"/> 自然採光
	<input type="checkbox"/> 空調制御システム

方針3 設備の維持管理による温室効果ガスの削減、省エネルギー対策の推進

設備の保守・管理を適切に実施することにより、エネルギー消費効率の低下を防ぐことができ、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。また、既往の設備・機器の運用改善を行うことにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。

運用改善を行うにあたっては、計測等により現状を把握・分析した上で、設備・機器の調整や制御が必要になります。

① 日常的な設備の使用に関する取組（表8-4-2）

項目	取組名称	取組内容
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 室内温度・湿度の適正管理（夏期は28℃、冬期は19℃を目安）	<input type="checkbox"/> 執務室、会議室等の室温は業務効率も考慮して設定する。
	<input type="checkbox"/> 不使用室の空調の停止（会議終了後の空調停止含む）	
	<input type="checkbox"/> 空調運転時間の短縮等の空調運転の適正化	<input type="checkbox"/> 季節に応じて空調開始、停止時期をこまめに変更するとともに、不在時の空調運転を停止する
	<input type="checkbox"/> 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化	
照明設備	<input type="checkbox"/> 照度の適正化	<input type="checkbox"/> JIS「照度基準総則」に基づき、必要以上に明るい場合は、照明スイッチによる消灯や照明の間引き等を行う
	<input type="checkbox"/> 空室、不在時等のこまめな消灯	<input type="checkbox"/> 消灯ルールの設定、周知、点検を行う
	<input type="checkbox"/> 採光を利用した消灯の実施	<input type="checkbox"/> 日中消灯ルールの設定、周知、点検を行う
給排水・給湯設備	<input type="checkbox"/> 冬期以外の給湯供給期間の短縮	<input type="checkbox"/> 手洗用給湯の必要性は必ずしも高くない冬期以外の給湯を停止する
昇降機	<input type="checkbox"/> 利用が少ない時間帯でのエレベータの一部停止	<input type="checkbox"/> 通勤や退社時以外の移動が少ない時間帯は、同一系統のエレベータの台数を一部停止する
事務機器	<input type="checkbox"/> 低電力モードの設定	<input type="checkbox"/> 低電力モード機能を搭載するOA機器は、低電力モードに設定する
	<input type="checkbox"/> 不要時（休日等）の電源の遮断	<input type="checkbox"/> スイッチ付き電源タップを活用し、待機電力消費を防止する

② 設備・機器の保守・管理に関する取組（表8-4-3）

項目	取組内容
熱源・熱搬送機器	<input type="checkbox"/> 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	<input type="checkbox"/> 冷却塔充てん材の清掃
	<input type="checkbox"/> 冷却水の水質の適正な管理
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 温湿度センサ・コイル・フィルタ等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検
	<input type="checkbox"/> 腐食、損傷、異音等の目視確認及び点検 ※フロン類・代替フロン類使用機器にあっては、漏えいが無いか定期点検時に確認
照明設備	<input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な保守及び点検

③ 設備・機器の運用改善に関する取組（表 8 - 4 - 4）

項目	取組名称	取組内容
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 外気負荷削減を目的とした外気導入量の制御	<input type="checkbox"/> 換気量の過剰による外気の冷却又は加熱を防ぐため、CO ₂ 濃度が空気環境基準を超えない範囲で外気導入量を削減する
	<input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気取入れ停止	<input type="checkbox"/> 就業前の予冷・予熱運転時の外気取入れを停止し、ファン動力や熱源設備のエネルギー消費量を削減する
	<input type="checkbox"/> 空調・熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮	<input type="checkbox"/> 冷暖房時間の長期化によるエネルギー消費の増加を防ぐため、空調運転開始時間を季節毎に検討し、立ち上げ時間をこまめに調整する
	<input type="checkbox"/> フィルタの定期的な清掃	<input type="checkbox"/> フィルタを月 1 回以上清掃することにより機器の効率低下を防ぐ
	<input type="checkbox"/> 換気運転時間の短縮（間欠運転・換気回数の適正化）	<input type="checkbox"/> 電気室や倉庫などの過剰な換気運転を防ぐため、送・排風機の運転時間の短縮や間欠運転を行う
	<input type="checkbox"/> 窓を開けて空調・換気を止める	<input type="checkbox"/> 自然通風利用による冷房用エネルギー量を削減する
	<input type="checkbox"/> カーテン、ブラインドにより日射を調整する	<input type="checkbox"/> 夏期は冷房中や帰る前に日射を適切に遮蔽し、冬期は日射を取り入れる
	<input type="checkbox"/> 冷温水出口の温度の調整	<input type="checkbox"/> 冷温水発生機などの冷温水出口温度を年中一定のままにせず、軽負荷時など、こまめに調整し、熱源機器の運転効率を高める
	<input type="checkbox"/> 冷却水設定温度の調整	<input type="checkbox"/> 冷却水設定温度を、外気湿球温度により調整し、冷凍機の機器効率を向上させる
ボイラ設備	<input type="checkbox"/> ボイラなど燃焼設備の空気比の調整	<input type="checkbox"/> 燃焼用空気の過剰送風による燃焼温度や燃焼効率の低下を防ぐため、熱源負荷の状況に応じて空気比を調整する（低く抑える）
	<input type="checkbox"/> 蒸気ボイラの運転圧力の調整	<input type="checkbox"/> 蒸気ボイラの過剰圧力による過剰な燃焼を防ぐため、運転圧力を調整する
	<input type="checkbox"/> ボイラなどの停止時間の電源遮断	<input type="checkbox"/> 燃焼制御装置の待機電力を削減するため、ボイラなどの停止時間の電源を遮断する
給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯温度・循環水量の調整	<input type="checkbox"/> 給湯温度の設定を衛生上可能な範囲で低く調整することで、給湯エネルギー消費量や配管の熱損失を減らす
民生機器	<input type="checkbox"/> 自動販売機の節電（照明消灯・夜間運転停止など）の実施	<input type="checkbox"/> 自動販売機の節電（照明消灯・夜間運転停止など）を実施する

方針4 温室効果ガスの削減に資する日常的な省エネ活動の実践

日常における省エネ対策については、職員による節電や燃料の使用抑制など環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。個々の取組による削減効果は大きくありませんが、必要以上に印刷しないようにするなど、無駄を減らすことでエコオフィス化を推進します。

こうした日常のエコオフィスの取組は、全ての職員が容易に実施できることから、出先施設も含めた全庁的な取組として展開します。

①エコオフィス行動の実践（表8-4-5）

項目	取組内容
空調使用に関する取組	<input type="checkbox"/> クールビズ・ウォームビズの奨励と組み合わせ、庁舎、施設等の室内温度の管理を適正（夏期は28℃、冬期は19℃を目安）に行う
	<input type="checkbox"/> 夏期においてはブラインド、カーテン、ゴーヤ等のつる性植物による窓際の緑化（緑のカーテン）等により空調効率を高める
	<input type="checkbox"/> 空調使用時は扉や窓を確実に閉め、また出入りの際も速やかに開閉するなど室内への外気の侵入を防止する
	<input type="checkbox"/> 空調の使用時は換気扇の使用を控える
照明使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 業務に支障のない範囲での昼休みにおける執務室の消灯、廊下照明の部分消灯を徹底する（調光システムが導入されているところを除く）
	<input type="checkbox"/> 廊下、昼休み、時間外勤務時の照明は、必要最小限とする
	<input type="checkbox"/> 給湯室、トイレ等では、使用するときだけ点灯し使用後は、消灯する
事務機器使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で、OA機器のスイッチオフを励行する
	<input type="checkbox"/> パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる
給湯使用に関する取組	<input type="checkbox"/> トイレの手洗いはお湯の使用を控える
その他機器使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 電気ポット、コーヒーメーカーの使用を自粛する
	<input type="checkbox"/> 上下階への移動は、階段を利用した2アップ、3ダウンに努める
	<input type="checkbox"/> 夜間、休日等においては、エレベータの運行を削減する

②公用車に関する取組（表8-4-6）

項目	取組内容
使用に関する取組	<input type="checkbox"/> アイドリングストップの徹底や急発進・急加速の回避などエコドライブを励行する
	<input type="checkbox"/> 移動時には公用車の使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する
	<input type="checkbox"/> タイヤ空気圧の適正管理に努める
購入に関する取組	<input type="checkbox"/> 公用車の購入・リース時には次世代自動車を積極的に導入する

③用紙類に関する取組（表 8 - 4 - 7）

項目	取組内容
使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 両面印刷、両面コピーの徹底に努め、可能な限り2アップ印刷等を励行する
	<input type="checkbox"/> 内部資料等では使用済み用紙の裏紙使用を徹底する
	<input type="checkbox"/> 会議用資料や事務手続きの一層の簡素化又は電子化を図り、PCやモニターを利用した会議を実施するなどペーパーレス化に取り組む
	<input type="checkbox"/> 使用済み封筒の再使用を積極的に行う
廃棄に関する取組	<input type="checkbox"/> 不要となった紙類は、ホチキスやクリップを外し有価物回収する
	<input type="checkbox"/> シュレッダーの使用は機密文書の廃棄等に限定し、シュレッダーくずはリサイクルする
購入に関する取組	<input type="checkbox"/> コピー用紙を購入するにあたり、在庫管理を徹底し、必要以上の用紙の購入を控える

④水使用に関する取組（表 8 - 4 - 8）

項目	取組内容
使用に関する取組	<input type="checkbox"/> 日常的な節水の励行、「節水」表示による施設利用者に節水の呼び掛けを行う
	<input type="checkbox"/> 散水やトイレ洗浄水には雨水を利用する
その他	<input type="checkbox"/> 定期的な点検により漏水を防止する

⑤廃棄物・リサイクルに関する取組（表 8 - 4 - 9）

項目	取組内容
購入に関する取組	<input type="checkbox"/> 事務用品の購入にあたっては、「船橋市グリーン調達等基本方針」を踏まえ、「グリーン購入ガイドライン」に基づいて、エコマーク等の環境ラベリング製品を優先的に選択するなど、グリーン調達・グリーン購入を徹底する
	<input type="checkbox"/> マイカップ等を使用するなどし、使い捨て商品の使用を抑制する
廃棄に関する取組	<input type="checkbox"/> 物品使用の合理化、再使用、再生利用を進め廃棄物としての排出量を削減する
	<input type="checkbox"/> 資源回収ボックスを適切に設置し、ごみの分別（燃えるごみ、資源ごみ・有価物）を徹底する
	<input type="checkbox"/> 有価物は新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、古着、毛布に分別して回収する。
	<input type="checkbox"/> 不要となった物品等については、他所属での再利用を図る

方針5 環境配慮契約、グリーン購入の推進による低炭素化の誘導

公共事業の発注時における温室効果ガス総排出量を抑制するための取組として、受注者に対して温室効果ガスの排出削減に寄与する条件を付して契約することや、環境への負荷が少ない製品やサービスの優先的な購入を積極的に進めるような「グリーン調達」の取組が挙げられます。図8-4-5はグリーン購入の推進による波及効果イメージを表したものです。グリーン購入法、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）では、地方公共団体への取組も求められていることから「船橋市グリーン調達等基本方針」を定め、推進に努めていきます。



出典：グリーン購入ネットワークホームページ

図8-4-5 グリーン購入の推進による波及効果イメージ

①環境に配慮した物品・役務の調達への推進

物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入法第10条において、地方自治体に対しても調達品目及び調達目標を盛り込んだ調達方針を作成することや、調達方針に基づく調達の推進に努めることが規定されています。グリーン購入に組織的に取り組むことで、環境負荷低減効果だけでなく、調達総量の削減、トータルコストの縮減、職員の意識啓発、調達業務の効率化等の副次効果も期待できます。

本計画では、この趣旨に則り、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン購入を推進するものとします。グリーン購入の対象品目としては、環境省が策定している「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における特定調達品目とします。グリーン購入法適合品については、表 8-4-12 に示す特定調達品目の分野及び品目一覧に掲げられていますが、環境省において基本方針を毎年改正することで加除が行われますので、グリーン購入ネットワーク（GPN）が開設する「エコ商品ねっと（<https://www.gpn.jp>）」（図 8-4-6）や（公財）日本環境協会エコマーク事務局ホームページ（<https://www.ekomark.jp>）で確認することが効率的です。なお、市ではGPNの会員として積極的にグリーン購入を推進する立場となっています。



図 8-4-6 グリーン購入ネットワーク（GPN）「エコ商品ねっと」のトップページ

②受注事業者等への環境配慮契約の推進

環境配慮契約法では、公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とすることが、地方公共団体において努力義務として定められています。さらに地方公共団体に対しては、環境配慮契約の推進に関する方針(契約方針)の作成に努めることとされています。なお、表 8-4-10 はグリーン購入法と環境配慮契約法の相違点の比較したものです。

また、表 8-4-11 は環境配慮契約の類型を示したものですが、市が発注する事業については、事業者に適切な環境配慮を働きかけるとともに、事業者の選定にあたっては、環境に配慮した活動を積極的に行っていることを評価することや、輸送エネルギー負荷の削減という視点から市内業者を活用するなど、環境配慮契約法に則った購入・契約を考慮するものとします。

表 8-4-10 グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	製品・サービスの環境性能を規定	契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式を規定
趣旨	一定水準の環境性能を満たす製品・サービスを調達	価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスの調達
対象品目・契約	紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、自動車等、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など22分野282品目 (2021(令和3)年2月)	電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築物の設計、建築物の維持管理及び産業廃棄物処理の7つの契約類型

出典：環境省資料

表 8-4-11 環境配慮契約の類型

契約類型	契約方式	概要
電気の購入契約	裾切り方式	温室効果ガス排出削減の観点から入札参加資格を設定し、基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式
産業廃棄物の処理に係る契約		
自動車の購入及びリース契約	総合評価落札方式	価格に係る評価点の他に、価格以外の要素に環境性能等の評価点を評価対象に加えて総合評価し、技術と価格の両面を考慮した結果、最も優れたものを落札者とする方式
省エネルギー改修事業に係る契約	ESCO事業 (プロポーザル方式)	設計者や設計組織の持つ創造力、技術力、経験などを技術提案書(プロポーザル)から評価し、その設計業務内容に最も適した設計者を選ぶ方式
建築物の設計に係る契約	環境配慮型プロポーザル方式	

船橋市グリーン調達等基本方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第10条に基づく環境に配慮した物品の調達（グリーン購入）について、次のとおり推進するものとする。

また、当方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）第11条第1項に基づき、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物資の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を推進するための基本的事項を含むものとする。

1. 総量の抑制

グリーン購入にあたっては、購入する前に必要性を十分に考え、グリーン購入を理由に調達総量が増加しないように配慮する。

2. 製品・サービスのライフサイクルの考慮

グリーン購入品の調達の基本的な考え方としては、資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入することを念頭に、以下の各号に留意する。

- ① 有害化学物質等の削減：環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- ② 省資源・省エネルギー：資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 天然資源の持続可能な利用：再生可能な天然資源は持続可能に利用していること
- ④ 長期使用性：長期間の使用ができること
- ⑤ 再使用可能性：再使用が可能であること
- ⑥ リサイクル可能性：リサイクルが可能であること
- ⑦ 再生材料等の利用：再生材料や再使用部品を用いていること
- ⑧ 処理・処分の容易性：廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと
- ⑨ 社会面の配慮：社会面に配慮していること

3. 事業者による取り組みの考慮

製品やサービスを事業者から購入する場合、又は環境配慮契約の推進にあたっては、環境負荷の低減に努める事業者を優先して購入することを念頭に置くほか、輸送エネルギー負荷の削減という視点から市内業者を活用するなど、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して契約を推進するものとし、以下の各号に留意する。

- ① 環境マネジメントシステムの導入：組織的に環境改善に取り組む仕組みがあること
- ② 環境への取り組み内容：省資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減、カーボン・オフセット等に取り組んでいること
- ③ 情報の公開：環境情報や社会的取り組みを積極的に公開していること

4. グリーン購入の対象物品の基準、調達目標等

- (1) 文具、コピー用紙、OA 機器などのグリーン購入法の特定調達品目は、環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における品目とし、物品の選定には、グリーン購入法適合品かんたん検索サイト「エコ商品ねっと (<https://www.gpn.jp>)」等を参考に購入を検討する。
- (2) 調達目標は、国が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を目安とし、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めることを目標とする。

5. 環境配慮契約の対象分野等

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の種類は次の各号とする。

- ① 電気の購入契約
- ② 自動車の購入及びリース契約
- ③ 省エネルギー改修事業に係る契約
- ④ 建築物の設計に係る契約
- ⑤ 建築物の維持管理に係る契約
- ⑥ 産業廃棄物の処理に係る契約

6. 取組の役割分担

- (1) 消耗品又は備品等を担当課で発注する物品購入

物品等の購入については、担当課にてグリーン購入対象品を優先に選定し、数量及びグリーン購入割合を把握する。

- (2) グリーン購入対象品、環境配慮契約を取り入れることが可能な工事、役務等

事業所管課にて、上記3. 及び5. を踏まえた事業が行えるような予算措置に努め、事業執行課又は工事執行課においてグリーン購入対象品の材料を活用した施工及び環境配慮契約に努める。

表 8-4-12 特定調達品目の分野及び品目一覧【22 分野 282 品目】（2021 年 2 月現在）

※特定調達品目の分野及び品目については、毎年改正により加除が行われますのでご注意ください。

紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙 ・フォーム用紙 ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・塗工されていない印刷用紙 ・塗工されている印刷用紙 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・印章セット ・印箱 ・公印 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型） ・ステープラー（汎用型以外） ・ステープラー針リムーバー ・連射式クリップ（本体） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・粘着テープ（布粘着） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・マグネット（玉） ・マグネット（バー） ・テープカッター ・パンチ（手動） ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース） ・紙めくりクリーム ・鉛筆削（手動） ・OAクリーナー（ウエットタイプ） ・OAクリーナー（液タイプ） ・ダストブロワー ・レターケース ・メディアケース ・マウスパッド ・OAフィルター（枠あり） ・丸刃式紙裁断機 ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・OHPフィルム ・絵筆 ・絵の具 ・墨汁 ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形）（補充用を含む。） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム（台紙を含む。） ・つづりひも ・カードケース ・事務用封筒（紙製） ・窓付き封筒（紙製） ・けい紙 ・起案用紙 ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶 ・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード
画像機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ
電子計算機等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア
オフィス機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー ・デジタル印刷機 ・掛時計 ・電子式卓上計算機 ・一次電池又は小形充電式電池
移動電話等	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・PHS ・スマートフォン
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・電気冷蔵庫 ・電気冷凍庫 ・電気冷凍冷蔵庫 ・テレビジョン受信機 ・電気便座 ・電子レンジ
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
温水器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ式電気給湯器 ・ガス温水機器 ・石油温水機器 ・ガス調理機器
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明器具 ・LEDを光源とした内照式表示灯 ・蛍光灯（大きさの区分 40 形直管蛍光灯） ・電球形のランプ
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・トラクタ ・乗用車用タイヤ ・2 サイクルエンジン油
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器
制服・作業服等	<ul style="list-style-type: none"> ・制服 ・作業服 ・帽子 ・靴
インテリア・寝装寝具	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット ・織じゅうたん

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニードルパンチカーペット ・毛布 ・ふとん ・ベッドフレーム ・マットレス
作業手袋	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手袋
その他繊維製品	<ul style="list-style-type: none"> ・集会用テント ・ブルーシート ・防球ネット ・旗 ・のぼり ・幕 ・モップ
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム（公共・産業用） ・太陽熱利用システム（公共・産業用） ・燃料電池 ・エネルギー管理システム ・生ゴミ処理機 ・節水機器 ・日射調整フィルム ・テレワーク用ライセンス ・Web 会議システム
災害備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル飲料水 ・アルファ化米 ・保存パン ・乾パン ・レトルト食品等 ・栄養調整食品 ・フリーズドライ食品 ・非常用携帯燃料 ・携帯発電機 ・非常用携帯電源 *毛布 *作業手袋 *テント *ブルーシート *一次電池 （*は他の分野と同品目）
公共工事	<p>【資材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥から再生した処理土 ・土工用水砕スラグ ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 ・地盤改良用製鋼スラグ ・高炉スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入路盤材 ・再生骨材等 ・間伐材 ・高炉セメント ・フライアッシュセメント ・エコセメント ・透水性コンクリート ・鉄鋼スラグブロック ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート ・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 ・高日射反射率塗料 ・高日射反射率防水 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） ・バークたい肥 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ・LED 道路照明 ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・セラミックタイル ・断熱サッシ・ドア ・製材 ・集成材 ・合板 ・単板積層材 ・直交集成板 ・フローリング ・パーティクルボード ・繊維板 ・木質系セメント板 ・木材 ・プラスチック再生複合材製品 ・ビニル系床材 ・断熱材 ・照明制御システム ・変圧器 ・吸収冷温水機 ・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・送風機 ・ポンプ ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓 ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・大便器 ・再生材料を使用した型枠 ・合板型枠 <p>【建設機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械 ・低騒音型建設機械 <p>【工法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低品質土有効利用工法 ・建設汚泥再生処理工法 ・コンクリート塊再生処理工法 ・路上表層再生工法 ・路上再生路盤工法 ・伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 ・泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <p>【目的物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水性舗装 ・透水性舗装 ・屋上緑化
役務	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断 ・印刷 ・食堂 ・自動車専用タイヤ更生 ・自動車整備 ・庁舎管理 ・植栽管理 ・加煙試験 ・清掃 ・タイルカーペット洗浄 ・機密文書処理 ・害虫防除 ・輸配送 ・旅客輸送（自動車） ・蛍光灯機能提供業務 ・庁舎等において営業を行う小売業務 ・クリーニング ・飲料自動販売機設置 ・引越輸送 ・会議運営 ・印刷機能等提供業務
ごみ袋等	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製ごみ袋

出典：「環境物品等の調達に関する基本方針」令和3年2月環境省

